



## 2. 評価受審のご準備に向けて

～大学教育質保証・評価センターの評価システム～

2024年6月21日

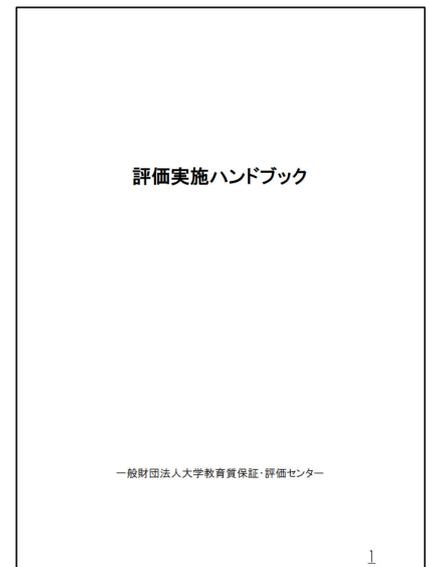
一般財団法人大学教育質保証・評価センター

## 使用する資料

※赤字は2025年度評価に向け改定した資料

### ■ 評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準 / **大学評価基準別紙**
- ③ **点検評価ポートフォリオ作成要項**
- ④ **実地調査実施要項**  
(様式)
- ⑤ **点検評価ポートフォリオ記入様式**



○点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点

# 説明内容

- I 評価システムの概要(P4～17)
- II 点検評価ポートフォリオの作成について(P18～41)
- III 実地調査(P42～48)
- IV 2025年度認証評価の受審申請について(P49～52)

## I 評価システムの概要

# ① 実施大綱

## 1 評価の目的（ハンドブックp.7）

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証」という。)の実質化を促すこと

## 2 評価の基本的な方針（ハンドブックp.7）

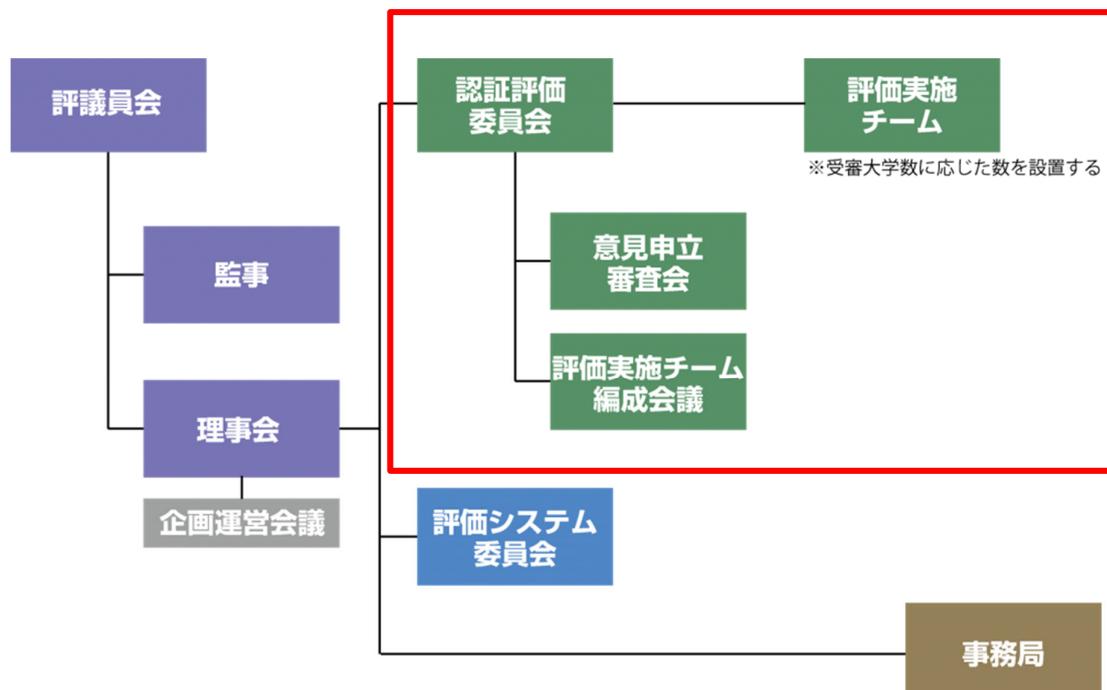
- (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2) 内部質保証の実質化の促進
- (3) 本評価以外の大学評価結果の活用

## 3 大学評価基準の構成（ハンドブックp.7～8）

- 基準1 基盤評価:法令適合性の保証
- 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上
- 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

# ① 実施大綱

## 4 評価の実施体制（ハンドブックp.8）



# ① 実施大綱

## 5 評価の実施方法（ハンドブックp.9～10）

### (1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

- ① 点検評価ポートフォリオの作成

### (2) センターにおける評価のプロセス

- ① 書面評価
- ② 実地調査
- ③ 関係者からの意見聴取  
(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取)
- ④ 評価結果の作成

### (3) 各基準の評価及び評価結果

3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

### (4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

7

# ① 実施大綱

## 9 評価の申請とスケジュール（ハンドブックp.10）

### (1) 評価の申請

会員大学・・・評価を実施する前年度11月末まで

非会員大学・・・評価を受審する前々年度11月末まで

### (2) 評価のスケジュール

| 時期      | スケジュール                      | 内容   |
|---------|-----------------------------|--|
| (前年度)   | 認証評価説明会                     | 本評価の特徴、方法等を説明します。                                      |
| 11月末まで  | 評価の申請                       | 大学からの申請を受け付けます。  |
| 5月      | 点検評価ポートフォリオの提出              | 大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。                       |
| 6月～8月   | センターにおける評価の実施<br>書面評価       | 大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。                    |
| 10月～12月 | センターにおける評価の実施<br>実地調査       | 実地調査等を行い、評価結果(原案)を作成します。                               |
| 1月      | センターにおける評価の実施<br>評価結果(案)の決定 | 認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。                             |
| 2月      | 評価結果(案)の通知<br>意見申立て         | 評価結果(案)を大学に通知します。<br>大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。 |
| 3月      | 評価結果の確定と公表                  | 意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。            |

8

# ① 実施大綱

## 10 評価費用（ハンドブックp.11）

大学機関別認証評価手数料に関する規程より

《別表1：評価手数料(消費税別)》

|         | 会員         | 非会員        |
|---------|------------|------------|
| 大学基本額   | 1,600,000円 | 3,500,000円 |
| 1学部あたり  | 350,000円   | 600,000円   |
| 1研究科あたり | 200,000円   | 400,000円   |

《別表2：再度の評価に係る評価手数料(消費税別)》

|       | 会員       | 非会員        |
|-------|----------|------------|
| 大学基本額 | 800,000円 | 1,250,000円 |

9

(1) 3つの基準からなる大学評価基準

### ② 大学評価基準（ハンドブックp.17）

#### 基準1 基盤評価：法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

#### 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

#### 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

10

## (1) 3つの基準からなる大学評価基準

### 各基準の評価及び評価結果の考え方(実施大綱5(3) ハンドブックP9より)

#### 基準1

「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、**大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している**と確認できた場合、**基準を満たすと判断**します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事)についての取組みが不十分な場合、**基準を満たさないと判断**します。

#### 基準2

「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**教育研究の水準の向上に努めている**ことが確認できた場合、**基準を満たすと判断**します。

#### 基準3

「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**特色ある教育研究の進展に努めている**ことが確認できた場合、**基準を満たすと判断**します。



**すべての基準を満たしている場合、  
大学評価基準を満たしていると判断**します。

11

## 「大学評価基準に関する評価の指針」の改定

○中教審大学分科会質保証システム部会

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(2022.3)



認証評価に関する省令※の改正(2025.4施行)

- ・継続的な研究成果の創出のための環境整備
- ・学修成果の適切な把握及び評価

※学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416M60000080007\\_20250401\\_506M60000080011](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416M60000080007_20250401_506M60000080011)

→大学評価基準に関する評価の指針を改定

→それに伴い、各評価事項を整理

12

## ② 大学評価基準

### 基準1に関する評価の指針（ハンドブックp.19～24）

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となる。

※評価事項の名称及び関係法令を改定

#### 評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教育研究実施組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

13

## ② 大学評価基準

### 基準2に関する評価の指針（ハンドブックp.25）

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みの状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組みの状況を確認します。

※学修成果、研究成果の取組みの状況の確認について明示するため改定

#### （評価方法）

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- ・ 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

14

## ② 大学評価基準

### 基準3に関する評価の指針（ハンドブックp.26）

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

15

#### 評価の指針 改定内容の整理①

##### ○「継続的な研究成果の創出のための環境整備」

- 基準1「又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること」で扱う
- 基準2において、研究環境整備に関し自己分析し改善した取組みを一つ以上提示することを求める

##### ○「学修成果の適切な把握及び評価」

- 基準1では「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」で扱う
- 基準2において、学修成果の把握・評価に関し自己分析し改善した取組みを一つ以上提示することを求める

※基本的には従前から変更なし

16

### ○その他の変更点

- (1)学生支援に関する事項  
→「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること」に移動
- (2)設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた対応  
→「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に移動
- (3)「ロ」及び「ホ」の名称  
→「ロ 教育研究実施組織等」  
「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等」として変更  
→教職協働に関する規定は「ロ 教育研究実施組織等」及び  
「ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等」で扱う
- (4)直近の法令改正に対応し、参照する関係法令等の条番号を変更

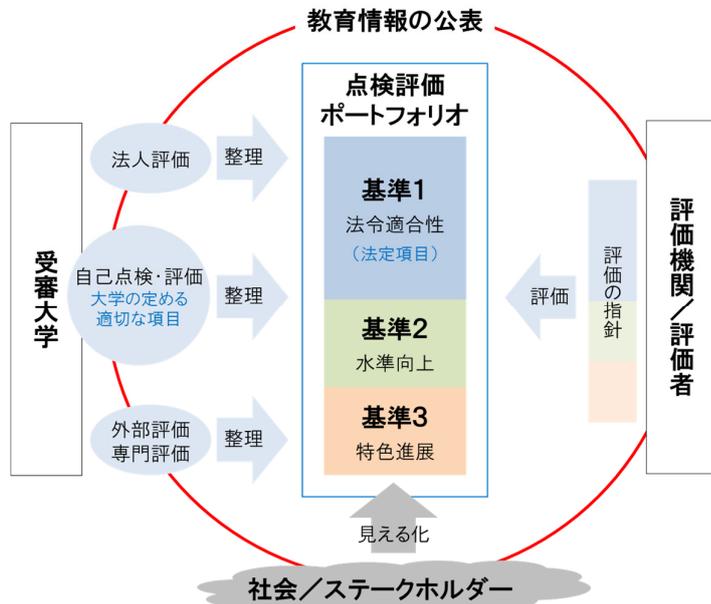
17

## Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について

# 「点検評価ポートフォリオ」 自己点検・評価結果を整理する形式(フォーマット)

(ハンドブックp.31)

受審大学、評価機関、ステークホルダーの理解をつなぐ「点検評価ポートフォリオ」



## 点検評価ポートフォリオ(基準1)

評価事項  
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること  
ロ 教育研究実施組織に関すること  
ハ 教育課程に関すること  
ニ 施設及び設備に関すること  
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び学生補導等に関すること  
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること  
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること  
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること  
リ 財務に関すること  
ス 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

内部質保証活動の状況  
→ 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載

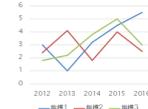


関係法令のリスト  
→ 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

## 点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート  
→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化



水準比較  
→ 組織間や大学間などでデータの比較分析

## 点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動

内部質保証活動の成果



→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価  
→ 内部質保証については、活動の具体的な成果を示す

## 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

### 1. 点検評価ポートフォリオの基本的な考え方(抜粋 p.1)

- 本センターの認証評価は、学校教育法第109条第1項に基づき、各大学が継続的に自己点検・評価を行い、その結果について報告書等(自己点検報告書、部局・活動単位の報告書、法人評価のための資料等)が作られていることを前提にして設計されています。
- 点検評価ポートフォリオでは、文章による記述に加え、公表URLにより提示した関連資料を活用し、総合的に説明がなされることを期待しています。そのことによって自己点検・評価に対する説明責任が果たされ、かつ社会から見えやすい資料となると考えています。
- 関連資料は、原則として公表URLによる提出となります。関連資料としては、根拠となる規程等だけでなく、部局単位の活動報告や、他の評価機関による外部評価資料等を含めてご検討ください。必要な資料をまとめたWebページを用意する等、読み手が参照しやすくなるための工夫を期待します。
- 点検評価ポートフォリオは、定められた枠内で説明する様式となっており説明の分量に限りがあります。公表URLで示す関連資料を適宜活用し、工夫して作成してください。
- 書面評価において点検評価ポートフォリオで示された内容だけでは不十分と判断した場合は、評価のプロセスにおいて、追加説明や資料提出を求めます。

(2)「点検評価ポートフォリオ」(簡潔な記載フォーマット)

### ③点検評価ポートフォリオ作成要項

## 点検評価ポートフォリオの構成(ハンドブックp.33)

① 大学の概要・目的

大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等

② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

各項目を見開きの2ページで

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

3～5つの取組み

学修成果の適切な把握及び評価、継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する分析の取組みをそれぞれ1つ以上

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

3～5つの取組み

⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)

【改正前基準】と【改正後基準】から大学が選択

21

(2)「点検評価ポートフォリオ」(簡潔な記載フォーマット)

### ① 大学の概要・目的

#### 大学の概要

(1)大学名

(2)所在地(複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)

(3)学部等の構成(別科・専攻科等、その他の組織を含む)

(4)学生数及び教職員数(評価実施年度の5月1日現在の現員)

(5)理念と特徴

(6)大学組織図(大学の組織体制を示す図を貼付)

(7)内部質保証体制図(大学の内部質保証体制を示す図を貼付)

→内部質保証を担う組織、関係組織間の関係、内部質保証の方針などについて、図を使いながら説明する

#### 大学の目的

学則等に定められた大学の目的

22



# ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

## ② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

**関係法令の条文が書いてある**

|  | 関連資料(リンク)                   |
|--|-----------------------------|
| 学校教育法<br>第八十二条<br>大学は、学部の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、その高度の修得を期すこととする。 | <a href="#">大学教育法 第八十二条</a> |
| 学校教育法<br>第八十二条<br>大学は、学部の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、その高度の修得を期すこととする。 | <a href="#">大学教育法 第八十二条</a> |
| 学校教育法<br>第八十二条<br>大学は、学部の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、その高度の修得を期すこととする。 | <a href="#">大学教育法 第八十二条</a> |

**関係法令に応じた関連資料(エビデンス)のリンク先(URL)を示す。原則としてすべて公表しているもので示す**

見開き2ページで示すには工夫が必要  
すべてを記述に頼るのではなくリンクを活用する

## 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

### 2. 「基準1に関する点検評価資料」 留意点(抜粋 p.2)

- 基準1は、法令適合性の評価であり、点検評価ポートフォリオでは、法令に定められている事項に関連する自己点検・評価の状況を総合的に説明します。
- 左ページには、基準1に関する評価の指針に示されたイ～ヌの事項に関する自己点検・評価の状況を、総合的に記述します。関係法令を一つずつ取り上げ、それぞれに適合しているか否かを箇条書きするのではなく、該当する事項の自己点検・評価の状況について、関係法令等を確実に押さえつつ、総合的に記述します。
- 法令に対しての自己点検・評価の実施状況のほか、各大学が日常的に行う自己点検・評価活動を踏まえて、改善した事項とその経緯等を具体的に示すことは有効です。
- 公表URLは、右ページだけでなく左ページの記述内に付す工夫も考えられます。
- 以上を通じて、大学の自己点検・評価活動が十全に実施されていることを示してください。
- 内部質保証の評価については、基準1の「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」において、大学として実施する自己点検・評価の体制や適切な項目の設定等について確認します。そのうえで、3つの基準全体を通して、内部質保証を評価します。

# (参考)基準1の評価作業シート例

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

1. 分析

PF : p.28

| 番号                  | 公表 | 確認事項   | 法令適合 | 確認できた事項・留意点等 | 重要項目 |
|---------------------|----|--|------|--------------|------|
| 学校教育法               |    |  |      |              |      |
| ①                   |    | ・教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表しているか。<br>・政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の認証評価を受けているか。   |      |              |      |
| 評価事項ごとに、エビデンス等を確認する |    |  |      |              |      |
|                     |    | 果を公表しているか。   |      |              |      |
| ④                   |    | ・自己点検・評価を行うにあたり、同項の趣旨に即し適切な項目を設定し、適当な体制を整えて行っているか。   |      |              | ☆    |
| 大学設置基準              |    |  |      |              |      |
| ⑤                   |    | ・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。<br>・学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施しているか。 |      |              | ☆    |
|                     |    | ひ研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修   |      |              | ☆    |

評価の重要事項には☆印がついている

27

# (参考)基準1の内部質保証システム(PDCA)を確認するチェックシートの例

## 内部質保証に関する分析シート

| 項目            | Stage I (Plan)<br>(システム構築・規定)                              | Stage II (Do)<br>(整備・実行・実施)                               | Stage III (Check)<br>(自己評価・公表)                                  | Stage IV (Action)<br>(フィードバック)  | 関連項目  |
|---------------|--|---|---|---|---|
| 教育研究実施組織      | <input type="checkbox"/> 教育研究実施組織やその責任者について規程等で明確に定めている    | <input type="checkbox"/> 教育研究実施組織が規程等に則して適切に運営されている       | <input type="checkbox"/> 教育研究実施組織の活動について自己点検・評価を行っている           | <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を踏まえ、教育研究実施組織の定期的な見直しを行っている                | イ(大学)④<br>イ(大学院)⑥<br>ロ(大学)①<br>ロ(大学)②<br>ロ(大学)③<br>ロ(大学院)①            |
| 入学者選抜・定員管理    | <input type="checkbox"/> 入学者選抜に関わる責任体制・実施方針を規程に定めている       | <input type="checkbox"/> 責任体制を明確にし、実施方針に基づいて、入学者選抜を実施している | <input type="checkbox"/> 入学者選抜の結果を踏まえ、実施方針や体制、定員管理等の自己点検が行われている | <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を踏まえ、入学者選抜方針、体制の見直しや、適切な定員管理のための取組みが行われている | イ(大学)⑦<br>イ(大学院)⑧   |
| 教育課程の編成・授業の実施 | <input type="checkbox"/> 教育課程の編成に関わる責任体制・実施方針を規程等で明確に定めている | <input type="checkbox"/> 適切な責任体制・実施方針のもと、教育課程の編成を適切に行っている | <input type="checkbox"/> 教育課程の編成に関わる責任体制・実施方針について、自己点検・評価を行っている | <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を踏まえ、教育課程の編成の責任体制・実施方針について定期的な見直しを行っている    | ハ(大学)②<br>ハ(大学)④<br>ハ(大学)⑧<br>ハ(大学)⑨<br>ハ(大学院)②<br>ハ(大学院)⑤<br>ハ(大学院)⑥ |
|               | <input type="checkbox"/> 成績評価の在り方に関する責任体制が                 | <input type="checkbox"/> 成績評価基準に基づき、厳格で客観的                | <input type="checkbox"/> 学生の単位取得状況、成績分布等につ                      | <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を踏まえ、成績                                    | ハ(大学)④<br>ハ(大学)⑩  |

28



## 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

### 3.「基準2に関する点検評価資料」 留意点(抜粋 p.3) 1/2

- 教育研究の水準の向上に向けた評価は、大学の特性や問題意識に沿って行うことが重要と考えており、基準2には**大学が自らの取組みから3～5つを選んで示す**こととしています。
- 「自己分析活動の状況」欄には、大学の内部質保証のため、**大学全体としての自己分析活動における問題意識、方針、体制、考え方及びその取組みが機能しているか等を記述**します。取り上げた取組みの概要を列挙する欄ではないことにご留意ください。
- 各取組みの欄には、分析を行った背景にある問題意識、分析の結果から明らかになった改善点、改善への取組み状況等について、客観的なデータ等を付して具体的に示してください。
- 重要と認識する課題、その解決・改善のための様々なモニタリング、いわゆるIR活動の取組み状況と、その分析の取組みが改善につながった実績がエビデンスを付して具体的に記述されることを期待しています。
- 取組みの内容のほか、大学としてどのような視点・体制で取組みを行っているか等について具体的に示してください。

次ページにつづく

31

## 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

### 3.「基準2に関する点検評価資料」 留意点(抜粋 p.3) 2/2

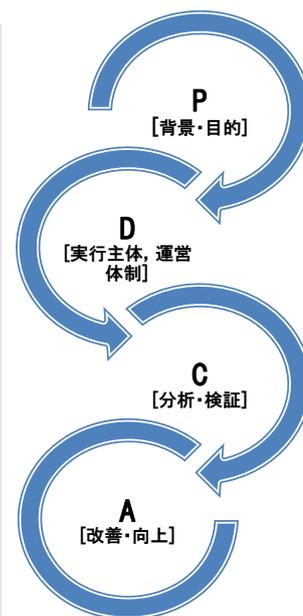
- 作成要項にもあるとおり、**学修成果の適切な把握及び評価並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組みをそれぞれ1つ以上**取り上げ記述してください。また、当該取組みのタイトルの末尾に【学修成果】あるいは【研究環境整備】と記載し明示してください。
- 各取組みについて、**内部質保証の体制等を踏まえ、取組みが機能しているかについて分析した結果等を確認**します。分析の視点は次のとおりです。  
P:取組みに関する方針・計画及びそれを実行するための規程、組織等が明確か  
D:取組みが行われているエビデンス、結果があるか  
C:取組みに関する自己点検・評価をどのように行っているか。その結果を公表しているか  
A:自己点検・評価の結果をもとに改善を行っているか  
※必ずしもP⇒D⇒C⇒Aという順序で説明するとは限りません。実情に応じ、C⇒D⇒P⇒A等の順序で記述することも考えられます。また、**PDCAサイクルのD、Cのみを記述する例も見受けられますが、P、Aにも言及することを期待**します。
- 自己分析の取組みが充実しているほど課題が明らかになると考えられます。**取組みの成果が十分とはいえなくとも、課題を認識し改善に取り組んでいる場合は積極的に記述**することを推奨します。

32

# 「基準2に関する点検評価資料」作成の考え方

例えば、授業評価アンケートの場合……

- 授業評価アンケートを実施する背景と企画 [P]
  - どのような水準の向上を目指して企画したか？ 規程は？
- どこが主体となって実施したか？ [D]
  - 教務委員会、内部質保証推進委員会など
- 継続的に取られたデータを分析・検証し得られた結果？ [C]
  - データの分析・検証の結果は？
- 分析・検証の結果、どのように教育や大学運営を改善？ [A]
  - どのような取組みで更なる「水準向上」に結び付けようとしているか？



- **内部質保証システム（PDCA）を機能させていることを、事例を使って説明する**

## 基準2の評価作業シートの例

### 1. 分析

PF : p.37

| 評価方法<br>(評価の指針より)            | 確認できた事項・留意点等 | 分析の視点  |
|------------------------------|--------------|--|
| (1) 情報の収集・分析が体系的、継続的に行われているか |              | ・情報の収集、分析が体系的か(経年変化の分析や他大学との比較などが行われているか)<br>・取組みが継続的か |
| (2) 取組みが組織的に行われているか          |              | ・取組みに関する方針、規程等を組織的に定めているか<br>・責任体制、意思決定の手続き等が明確か       |
| (3) 取組みが効果的に機能しているか          |              |  |

**原則的にはPDCAが記述されているかが重要**

### 2. 内部質保証に関する分析

|       | Stage I<br>(システム構築・規定)   | Stage II<br>(整備・実行・実施)   | Stage III<br>(自己評価・公表)   | Stage IV<br>(フィードバック)    |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 分析の視点 | 取組みに関し、規程、体制、手続き等を定めている  | 情報の収集・分析を体系的、継続的に実施している  | 取組みに関する自己分析を行い、公表している    | 取組みの分析方法の見直しを定期的に行っている   |
| 分析結果  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| コメント  |                          |                          |                          |                          |

# 「基準2に関する点検評価資料」作成の参考資料

## 分析項目の例

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報について

(1)大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において学内で収集可能と考えられるものの例

各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

(2)教学マネジメントを行う上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価

中教審「教学マネジメント指針」(2020.1.22)から抜粋

35

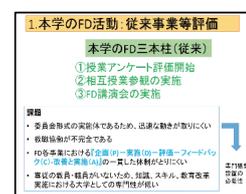
## ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

### ④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「**特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に**行っており、その取組みが効果的に**機能している**」ことを整理します。

## 点検評価ポートフォリオ(基準3)

### 特色ある教育研究の進展状況の評価



→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価

36

# 「基準3に関する点検評価資料」作成の考え方

|              |   |
|--------------|---|
| タイトル (No. 2) | 地域人材育成事業について  |
| 取組みの概要       | 地域センターと産学センターがそれぞれ「城学連携」と「産学連携」事業を推進し、地域の自治体や企業とも連携して「地域人材」の育成を目指している。  |
| 取組みの成果       | <p>本学には、地域センターと産学○○部会と○○部会を設け、「城学連携」を行っている、産学センターには</p> <div data-bbox="438 425 925 716"> </div> <p>【図1】「地域人材育成事業」体制図</p> <p>「地域人材育成事業」で育成を目指す「地域人材」とは、社会の中で地域が果たす役割を考え、地域のニーズや課題を発見し、その</p> <div data-bbox="798 347 1332 548" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p><b>1つのテーマを1ページで分析結果を示す</b></p> </div> <div data-bbox="255 840 1268 1075" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d1c4e9;"> <p><b>地域貢献などの人材の育成<br/>大学をアピールする事例<br/>大学の理念・目標を踏まえて・・・</b></p> </div> |

## 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

### 4. 「基準3に関する点検評価資料」留意点(抜粋 p.4)

- 基準3には、特色ある教育研究の取組みについて、大学が特に重要と考える組織的な取組みから3～5つを選んで示すこととしています。その取組みは**大学の理念や方針との整合性があることを期待**します。
- 取組みの現状に加えて、背景や問題意識、課題等を説明していただくことが重要です。
- 「特色ある教育研究の状況」欄には、**大学の理念等に示された特色をどのように進展させていくと考えているのか、またその具体的な取組みとして、各取組みを取り上げた理由、背景等を説明**してください。
- 原則として、教育研究の取組みを記述してください。ただし、例えば課外活動等であっても、その取組みが大学として特色ある重要な取組みで、組織的な取組みであると考えられる場合には、全体のバランスを勘案し記述してください。
- 基準2と同様に、取組みの活動内容・結果だけを示すのではなく、課題を自ら明らかにして改善に取り組んでいる場合には、必ずしも十分な改善とはいえなくとも、積極的に記述することを推奨します。
- 示された取組みの中から1つ以上を選んで、実地調査において「評価審査会」を実施**します。評価審査会は、大学構成員のほか取組みに関係するステークホルダー等に参加を求める、いわゆる「参加型評価」の形式で行います。

# ③ 点検評価ポータルフォリオ作成要項

## ⑤ 認証評価共通基礎データ(ハンドブックp.48)

大学設置基準等の法令が要請する事項に関わる基礎データを記載します。  
本様式は、大学機関別認証評価を実施する各評価機関において、共通に提出を求め  
る内容とされているものです。

【改正前基準】(専任教員)もしくは【改正後基準】(基幹教員)から大学としての整理  
の状況に応じていずれかを選んで提出します。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

| 事項        | 記入欄                                       | 備考    |
|-----------|---|-------|
| 大学の名称     |   |       |
| 学校本部の所在地  |   |       |
| 学部・学科等の名称 | 開設年月日                                     |       |
|           | ○○学部○○学科基幹主コース<br>○○学科夜間主コース<br>△△課程      |       |
|           | ○○学部○○学科基幹主コース<br>○○学科夜間主コース<br>△△学部等連携課程 |       |
| 教育研究      | 研究科・専攻等の名称                                | 開設年月日 |
|           |   |       |

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

| 事項        | 記入欄                                       | 備考    |
|-----------|---|-------|
| 大学の名称     |   |       |
| 学校本部の所在地  |   |       |
| 学部・学科等の名称 | 開設年月日                                     | 所在地   |
|           | ○○学部○○学科基幹主コース<br>○○学科夜間主コース<br>△△課程      |       |
|           | ○○学部○○学科基幹主コース<br>○○学科夜間主コース<br>△△学部等連携課程 |       |
| 教育研究      | 研究科・専攻等の名称                                | 開設年月日 |
|           |   | 所在地   |

参考: 令和4年度大学設置基準等の改正について: 文部科学省 (mext.go.jp)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm)

## ⑤ 点検評価ポータルフォリオ記入様式

○本説明会后、すみやかに2025年度受審大学向けの記入様式を本センターWeb  
ページにアップロードします。ダウンロードしてご利用ください。

掲載URL

実施大綱・評価基準等 - 一般財団法人大学教育質保証・評価センター(JAQUE)

<https://jaque.or.jp/business/taikou>

The screenshot shows the JAQUE website interface. At the top, there is a navigation bar with links for '本センターについて', '会員制度', '大学機関別認証評価', and '会員大学専用ページ'. Below this is a search bar and a main banner for '大学機関別認証評価'. The breadcrumb trail reads 'ホーム > 大学機関別認証評価 > 実施大綱・評価基準等'. The main content area is titled '大学機関別認証評価' and '実施大綱・評価基準等'. It features a sidebar with a list of links: '評価の概要', '実施大綱・評価基準等', '受審申請手続', '大学機関別認証評価実務説明会', and '評価結果'. The main content area has sections for '実施大綱' and '大学評価基準', with a link to '評価実施ハンドブック' at the bottom.

# 「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」

(抜粋 p.5)

## ■その他の留意点等

- 点検評価ポートフォリオはページ数の統一を図っております。記入様式のレイアウト、フォント等はできる限り変更しないようお願いいたします。記入のないページも削除しないでください。
- 点検評価ポートフォリオのデータ提出方法については、作成要項のP19にありますとおり、紙媒体及び電子媒体（Word版（認証評価共通基礎データはExcel版）、及び、全体をPDF化したデータ）での提出をお願いいたします。
- 点検評価ポートフォリオの関連資料については原則として公表URLによる提示をお願いしておりますが、資料の性質等により公表が難しい場合は、点検評価ポートフォリオで資料名を明示したうえで別途データ等により提出することも可能です。提出方法については事務局にご相談ください。

## ■事前相談

本センターは点検評価ポートフォリオの作成方法等についての事前相談を随時受け付けておりますので、ぜひご活用ください。評価受審年度の4月上旬頃まで受け付けています。点検評価ポートフォリオの提出までに事前準備として効果的なものを下記に記載いたしましたので、併せてご参照ください。

（事前準備時に効果的な取組み例）

- ・認証評価に関する学内研修会
- ・作成途中の点検評価ポートフォリオに関する事前相談

41

## Ⅲ 実地調査

42

## ④ 実地調査実施要項

### I 実地調査の概要（ハンドブックp.55）

#### 1 目的

実地調査は、点検評価ポートフォリオをはじめとする、大学から提出された資料に基づいて行う書面評価の分析状況を踏まえ、書面評価では確認できなかった事項等について調査するとともに、大学関係者との面談や、評価審査会において、特色ある教育研究の進展や、内部質保証に関する取組み等に関して意見聴取を行います。

#### 2 日程

実地調査の日程及び実地調査スケジュールは、受審大学と協議の上、大学教育質保証・評価センター（以下、本センターとする）において決定し受審大学に対し通知します。

#### 3 体制

実地調査は、認証評価委員会の下に受審大学ごとに設置される、評価実施チームが行います。また、実地調査には、評価の実施を支えるため、若干名の本センター職員が参加します。

## ④ 実地調査実施要項

### I 実地調査の概要（ハンドブックp.55）

#### 4 実施内容

実地調査は次の(1)から(5)の内容で構成することを基本に、書面評価の分析状況を踏まえ、調査事項の調整を行った上で決定します。**原則として調査は2回に分け、1回目はオンライン、2回目は対面で行います。**また、アンケート調査等も活用します。

## ④ 実地調査実施要項

### Ⅱ 実地調査の準備等（ハンドブックp.56）

- 1 日程の決定
- 2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備

実地調査スケジュール  
対象者の属性

評価実施チーム

4週間前

1週間前

受審大学

会場、対象者

- 3 「実地調査時の確認事項」への対応

45

## ④ 実地調査実施要項

### Ⅲ 実地調査の内容等（ハンドブックp.57）

- 1 受審大学の責任者との面談
- 2 教員、職員等への意見聴取
- 3 学生及び卒業（修了）生への意見聴取
- 4 教育現場及び学習環境の状況調査
- 5 評価審査会

46

## ④ 実地調査実施要項

### 5 評価審査会

(進行イメージ) ※全体で120分程度

- 趣旨説明等
- 大学側から取組みの内容について説明(20分程度)
- 評価委員から大学への質問
- 学生・ステークホルダーからの意見聴取  
(取組みに参加した学生、取組みにかかわる自治体職員、地域の関係者など)
- 取組みの進展に向けてディスカッション
- 主査によるまとめ

(参加者) ※例示

- ・ 大学関係者
- ・ 在学生、卒業生、修了生
- ・ 設置団体の関係者(市役所・県庁職員)
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 高等学校の教員
- ・ 連携している地域団体関係者

47

## ④ 実地調査実施要項

### Ⅳ 実地調査スケジュールモデル(ハンドブックp.58)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

<1回目> 方法:オンライン

| 時間               | プログラム        | 内容等                                   |
|------------------|--------------|---------------------------------------|
| 10:00~12:00(120) | 受審大学の責任者との面談 | 書面評価に基づくヒアリング                         |
| 12:00~13:00      | 昼食           |                                       |
| 13:00~15:00(120) | 評価審査会        | 特色ある教育研究の取組みについて(教職員、学生、ステークホルダー等が参加) |
| 15:00~16:00(60)  | 評価実施チーム会議    |                                       |
| 16:00~17:00(60)  | 受審大学の責任者との面談 | 実地調査の結果の伝達                            |
| 17:00            | 実地調査終了       |                                       |

<2回目(1回目と日程に間隔をおいて実施)> 方法:対面

| 時間               | プログラム           | 内容等           |
|------------------|-----------------|---------------|
| 13:00~15:00(120) | 受審大学の責任者との面談    | 書面評価に基づくヒアリング |
| 15:00~16:00(60)  | 教育現場及び学習環境の状況調査 |               |

※2回目の調査方法・調査内容等は、それまでの調査の結果に応じて判断する

48

## IV 2025年度認証評価の受審申請 について

49

### 2025年度認証評価受審申請の手続き

9月初旬までに本センターのWebページ  
(<https://jaque.or.jp/>)にて2025年度の受審申請についての  
ページを公表します。

申請手続等 …… **2024年11月30日必着**(会員の場合)

#### 【提出書類】

- (1) 「2025年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2) 「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3) 大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等 各1部)

提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理  
通知書を送付します。

※非会員として受審する場合は、前々年度の11月30日までに申請が必要です

50

# 会員制度について(参考)

本センターのWebページ「会員制度」

( <https://jaque.or.jp/nyukai> )をご覧ください。

会員大学数・・・78大学(2024/5/24現在)

## ○入会手続き

- 【提出書類】 (1) 入会申込書  
(2) 大学基礎情報票

## ○会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

| 学生定員             | 会費の額 |
|------------------|------|
| 1,000人未満         | 12万円 |
| 1,000人以上2,000人未満 | 24万円 |
| 2,000人以上         | 36万円 |

## (参考)論文の紹介

### 評価センター紹介論文

「大学教育質保証・評価センターの設立経緯とその評価の概要」

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaikakugakui/24/0/24\\_2023.24004/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaikakugakui/24/0/24_2023.24004/_article/-char/ja)



J-STAGE

資料・記事を探す J-STAGEについて ニュース&PR サポート

サインイン カート JA

## 大学改革・学位研究

Online ISSN : 2758-3716

Print ISSN : 2758-3708

資料トップ 巻号一覧 この資料について

J-STAGEトップ / 大学改革・学位研究 / 24巻(2023) / 書誌

招待論文

大学教育質保証・評価センターの設立経緯とその評価の概要

奥野 武俊, 中田 晃

著者情報

キーワード: 認証評価, 認証評価機関, 公立大学, 教育の質の保証, 質の向上, 評価基準

ジャーナル フリー

2023年24巻 p. 29-43

DOI <https://doi.org/10.32175/kaikakugakui.2023.24004>

詳細

PDFをダウンロード (1428K)

メタデータをダウンロード

RIS形式  
(EndNote, Reference Manager,  
ProCite, RefWorksとの互換性あり)

BIB TEX形式  
(BibDesk, LaTeXとの互換性あり)

テキスト

メタデータのダウンロード方法

発行機関連絡先